投稿年月日	令和4年3月12日	投稿者	市外在住 30 代 男性
ご意見・ご提案 内 容	美馬市と同様に、『このワクチンは、日本で特例承認されたものであり、承認時において長期安定性に係る情報は限られているため、製造販売後も引き続き情報を収集中です。また、予防効果の持続期間は確立していませんので、ご注意ください。』、『「努力義務」とは、特定の予防接種について、接種の対象者や保護者に「受けるよう努めなければならない」「受けさせるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と定める予防接種法上の規定で、義務とは異なります。感染症の緊急のまん延予防の観点から、皆さまに接種にご協力をいただきたいという趣旨からこのような規定となっております。』を、市ホームページに明文化して告知して下さい。特に特例承認であることを市民に周知させることは大切なことですので、宜しくお願いします。		
回答	す。 このたびは、新型コロナワクチン接種に関するご意見をいただき、ありがとうございます。 さて、ご提案にございました ①『このワクチンは、日本で特例承認されたものであり、承認時において長期安定性に係る情報は限られているため、製造販売後も引き続き情報を収集中です。また、予防効果の持続期間は確立していませんので、ご注意ください。』 ②『「努力義務」とは、特定の予防接種について、接種の対象者や保護者に「受けるよう努めなければならない」「受けさせるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と定める予防接種法上の規定で、義務とは異なります。感染症の緊急のまん延予防の観点から、皆さまに接種にご協力をいただきたいという趣旨からこのような規定となっております。』 以上の2点につきまして、市のホームページに明文化して告知するようご提案いただいた件ですが、現在のホームページの内容を精査し、ご提案くださいました2点の内容につきまして、今後検討してまいります。 また、厚生労働省や県からの文書をもとに、ホームページや広報紙を活用し、ワクチン接種について、接種の対象者や保護者が自分の意思に基づいて接種の判断ができるよう、今後も情報発信を行ってまいります。貴重なご意見ありがとうございました。		
担当課	こども未来課		